

# 治療中の者に対する保健指導について

平成23年10月13日

厚生労働省保険局総務課

# 治療中の者に対する保健指導の考え方

- 標準的な健診・保健指導プログラム等においては、生活習慣病に係る薬を服薬している者については、
  - ・ 既に医療機関において医学的管理の一環として必要な保健指導が行われていること、
  - ・ そのため、別途重複して保健指導を実施する必要性が薄いことなどから特定保健指導の対象とはしないこととされている。
- 一方で、医療保険者が必要と判断した場合に、主治医の依頼又は了解の下に、保健指導等を行うことができるともされている。

## (参考)標準的な健診・保健指導プログラム(平成19年4月)(26ページ 抜粋)

- 血圧降下剤等を服薬中の者(質問票等において把握)については、継続的に医療機関を受診しており、栄養、運動等を含めた必要な保健指導については、医療機関において継続的な医学的管理の一環として行われることが適当であるため、医療保険者による特定保健指導の対象としない。
- 医療機関においては、生活習慣病指導管理料、管理栄養士による外来栄養食事指導料、集団栄養食事指導料等を活用することが望ましい。  
なお、特定保健指導とは別に、医療保険者が、生活習慣病の有病者・予備群を減少させるために、必要と判断した場合には、主治医の依頼又は了解の下に、保健指導等を行うことができる。

## (参考)特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(平成19年7月)(10ページ抜粋)

- 対象者の抽出(階層化)の定義において、糖尿病、高血圧症又は脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者を除くこととしている。これは、既に医師の指示の下で改善あるいは重症化の予防に向けた取り組みが進められており、引き続きその医学的管理で指導が為されればよく、別途重複※して保健指導を行う必要性が薄いため除外しているものである。

※別途重複して保健指導を実施した場合、医療保険財源による同一人物への生活習慣病対策における重複投資となることに留意する必要がある。

# 保険者の種類別 服薬治療中の者の状況

生活習慣病の服薬治療中の者の割合を見ると、特に高血圧と脂質異常症の治療に係る薬剤服用者について、市町村国保の割合がその他の保険者と比して高くなっている。

## 平成21年度 特定健康診査結果(速報値)による 保険者の種類別 服薬治療中の者の人数・割合

	全体	市町村国保	国保組合	全国健康 保険協会	船員保険	健康保険 組合	共済組合
特定健康診査対象者数	52,207,120	22,520,382	1,649,750	13,095,190	55,299	11,167,077	3,719,422
特定健康診査受診者数 (A)	21,147,356	7,067,607	594,633	3,970,114	17,759	7,066,438	2,430,805
特定健康診査実施率	40.5%	31.4%	36.0%	30.3%	32.1%	63.3%	65.4%
特定健康診査を受診した者のうち高血圧症の治療に係る薬剤を服用している者の数 (B)	4,150,645	2,178,255	107,408	605,314	2,553	935,643	321,472
特定健康診査を受診した者に占める高血圧症の治療に係る薬剤を服用している者の割合 (B)／(A)	19.2%	30.8%	18.0%	14.8%	14.9%	12.8%	12.7%
特定健康診査を受診した者のうち脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者の数 (C)	2,323,362	1,306,457	52,074	299,241	1,136	487,513	176,941
特定健康診査を受診した者に占める脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者の割合 (C)／(A)	10.7%	18.5%	8.7%	7.3%	6.6%	6.7%	7.0%
特定健康診査を受診した者のうち糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者の数 (D)	903,818	408,741	23,053	151,175	765	241,198	78,886
特定健康診査を受診した者に占める糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者の割合 (D)／(A)	4.2%	5.8%	3.9%	3.7%	4.5%	3.3%	3.1%

# 服薬治療中の者に対して保健指導を行っている保険者数

- 保険者のアンケート調査の結果によれば、服薬治療中の者に対する保健指導を実施している保険者数の割合は、市町村国保で約4割程度、健保組合の被保険者本人に対するものが20%程度となっている。

(平成21年4月1日 時点)

	市町村 国保	健康保険組合(単一)		健康保険組合(総合)		協会けんぽ		船員保険	
		被保険者	被扶養者	被保険者	被扶養者	被保険者	被扶養者	被保険者	被扶養者
治療中の者への保健指導を実施している保険者数	721	180	43	54	28	1	0	0	0
アンケート回答保険者数	1757	1018	1018	248	248	1	1	1	1
割合	41.0%	17.7%	4.2%	21.8%	11.3%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

	地共済		国共済		私学事業団		国保組合	
	被保険者	被扶養者	被保険者	被扶養者	被保険者	被扶養者	被保険者	被扶養者
治療中の者への保健指導を実施している保険者数	25	20	0	0	0	0	26	25
アンケート回答保険者数	201	201	20	20	1	1	165	165
割合	12.4%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.8%	15.2%

(出典)平成22年度 保険者調査(保険局総務課医療費適正化推進室調べ)

# 治療中の者に対する保健指導の効果に関する研究

- 本年6月4日の第2回検討会において、結核予防会の岡山明参考人から、国保中央会において開催している「市町村国保における特定健診・保健指導に関する検討会」の「治療中の者に対する保健指導の効果に関するワーキンググループ」における服薬治療中の者への保健指導の効果を調査・分析結果を聴取した。
- この事業における保健指導のみの効果であるとは必ずしも断定できないものの、服薬治療中の者に対して、通常の治療と併せて保健指導を行った群の方が、通常の治療のみを行った群よりも、概ね検査値の改善幅が大きいという結果となった、との説明があった。
- また、第1回検討会においても、こうした事業の効果については、検査値の改善の効果が保健指導の効果によるものか判断が難しいとの意見があった。

実施主体	国民健康保険中央会
実施期間	平成20年度～22年度
実施機関・対象者	10の国保直営病院 270名（※ 直営診療施設を有しているのは、市町村国保約1700のうち、600程度）
対象者の選定要件	○30～70歳の国保加入者 ○高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかで服薬治療中の者 など
事業デザイン	○対象者を各実施機関で半数ずつ、重点支援群と通常支援群に無作為に割り付け ○重点支援群に対しては、通常の治療を継続しながら、保健指導と事業評価のための検査を実施。 ○通常支援群に対しては、通常の治療とともに、重点支援群と同じタイミングで事業評価のための検査を実施。
事業結果	○各期間における体重、BMI、血圧、尿中塩分、HbA1Cの各検査値について、概ね重点支援群（保健指導を行った群）の数値の方が低下幅が大きい。 ○高血圧又は糖尿病の対象者については、検査値が改善又は良好に維持でき、かつ投薬量が減少又は維持された者は重点支援群の方が多い。 ○行動変容についても、重点支援群の方が、運動、食事、節酒において改善傾向の人が多く見受けられた。 ○医療費について、外来医療費及び調剤費の増加幅は、重点支援群の方が、通常支援群よりも低く抑えられるという結果になった。

# 治療中の者に対する保健指導の位置付けについて

## 治療中の者に対する保健指導の考え方

- 従来の考え方のおり、既に、医師の下で医学的な管理の一環として保健指導を受けている者に対して、医療保険者において、さらに保健指導を実施することは、生活習慣病対策の重複投資となる面があると考えられる。
- したがって保険者が治療中の者に対する保健指導を効果的に行なっていくためには、主治医等の関係者と適切に連携を行うことが必要である(次ページ参照)。
- こうした医療保険者と医療機関等との連携による治療中の者に対する保健指導のあり方は、住民の健康状況(どのような疾病に重点を置くかなど)や地域の医療提供体制の状況など、各地域において様々であると考えられる。



- 治療中の者への保健指導については、個々の保険者において、それぞれの状況に応じたあり方があると考えられることから、特定保健指導のように一律に保険者へ、その実施を義務付けることは適切ではないと考えられる。
- ただし、適切な連携の下に行われる治療中の者への保健指導については、効果が期待できることから国としては、地域の医療機関等の関係者とも連携した上で行っている治療中の者への保健事業の実施についての事例を積極的に収集し、各保険者に情報提供していくこと等、その適切な実施を推進していく方策を検討していくこととする。

# (参考) 保険者による重症化予防事業の例 (広島県呉市国保)

- 広島県呉市国保においては、下記のように特定健診のデータを用いて対象者を抽出した上で、地区医師会や主治医との連携の下、糖尿病性腎症を中心に重症化予防のための保健指導を実施する事業を行っている。  
(昨年12月の第43回医療保険部会でも一部紹介)

## 平成23年度 糖尿病性腎症等重症化予防事業イメージ

